

企業結合計画届出書記載要領（第2部）
（組合による取得／合併／共同新設分割及び吸収分割／共同株式移転／事業等の譲受け）

（2）会社の子会社である組合の組合員が組合財産として株式発行会社の株式の取得をしようとする場合（様式第5号）

（要件）

- ① 会社の子会社である組合（※15）の組合員が組合財産として株式発行会社の株式の取得をしようとする場合。
- ② 株式の取得をしようとする組合の親会社（※16）及び当該親会社の属する企業結合集団に属する当該親会社以外の会社等の国内売上高合計額が200億円を超える場合。
- ③ 株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額が50億円を超える場合。
- ④ 株式発行会社の株式を取得しようとする場合において、株式発行会社の総株主の議決権数に占める届出会社が取得の後において所有することとなる株式発行会社の株式に係る議決権数と届出会社の属する企業結合集団に属する届出会社以外の会社等が所有する株式発行会社の株式に係る議決権数とを合計した議決権数の割合が新たに20%又は50%を超えることとなる場合。

※15 「組合」（法第10条第5項）

組合とは、民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合並びに外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するものをいいます。

※16 「組合の親会社」（法第10条第7項、規則第2条の9）

組合の親会社とは、会社が組合（民法組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合等）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社をいいます。

組合の財務及び事業の方針の決定を支配している場合とは、組合の業務執行を決定する権限の全体に対する自己（その子会社を含みます。）の計算において所有している業務執行を決定する権限の割合が100分の50を超えている場合等をいいます。

様式第5号を用いて届出書を作成する際、次表「様式第4号との参照対応表」で「下記の項目参照」と記載のある項目以外は企業結合計画届出書記載要領（第1部）（株式取得）の「Ⅲ 届出書の記載要領」1（1）（様式第4号に関する記載要領）を参照してください。

【様式第4号との参照対応表】

様式第5号	様式第4号
1（1）	1（1）
1（2）	1（2）
1（3）	1（3）
2（1）	2（1）
2（2）ア・イ	下記の項目参照
2（3）ア	2（2）ア
2（3）イ	下記の項目参照
2（3）ウ	2（2）イ
2（4）	2（3）
2（5）	2（4）
3（1）	3（1）
3（2）	3（2）
3（3）	3（3）
3（4）	3（4）
3（5）	3（5）
4～6	4～6

2 届出会社の概要

(2) 届出会社の子会社である組合に関する事項
ア 届出会社の子会社である組合の概要

（ふりがな） 名 称 （国 籍）	（ ）	出 資 金	百万円 （現地通貨） （ 年 月 月期末現在）
設立準拠法		総 資 産	百万円 （現地通貨） （ 年 月 月期末現在）
所 在 地	〒	設立年月日	年 月 日

(注)

1（届出会社の子会社である組合）

届出会社の子会社である組合については、要件※16を参照してください。

2（名称）

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国の組合の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「国籍」欄に記載してください。

3（設立準拠法）

届出会社の子会社である組合の設立根拠となる法律名を記載してください。

4（所在地）

登記上の本店所在地を記載してください。届出会社の子会社である組合が外国の組合である場合は、登記上の本店所在地を母国語又はアルファベットで記載してください。

5（出資金）

行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表による出資金の金額とその期末月を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

6（総資産）

行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表による総資産の金額とその期末月を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

総資産は、組合単体の金額を記載してください。ただし、組合が外国の組合であって、現地法では算出義務がない等やむを得ない事情がある場合は、連結決算による総資産の金額をもって代えることができます。この場合は、連結決算による総資産の金額であることを「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

7（設立年月日）

登記上の設立年月日を記載してください。

イ 上記組合の出資金のうち 100 分の 10 を超えて出資する者（届出会社を除く。）の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 当該出資者に関する次の事項を記載すること。				
(ふりがな) 氏名又は名称	組合員の区分	出資比率	現に営む事業の概要	所在地
	<input type="checkbox"/> 非業務執行組合員 <input type="checkbox"/> 業務執行組合員	%		〒

(注)

1（該当の有無）

届出会社の子会社である組合の出資金のうち 100 分の 10 を超えて出資する者（届出会社を除きます。）の有無について該当する□にレ印を付してください。

なお、出資する者（以下「出資者」といいます。）とは、自然人（個人）であるか法人（会社以外のものを含みます。）であるかを問わず、また、その所在が国内であるか国外であるかを問いません。

また、出資者が自然人である場合は、所在地の記載を省略しても差し支えありません。

2（氏名又は名称）

前記1（該当の有無）に該当する出資者の氏名又は名称を記載してください。

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合には旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「氏名又は名称」欄に記載してください。

3（組合員の区分）

組合員の区分について該当する□にレ印を付してください。

4（出資比率）

出資比率とは、当該組合の出資金合計に占める出資者が当該組合に出資する出資金の割合をいいます。出資比率は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁まで記載してください。

5（現に営む事業の概要）

現に営む事業の概要は、事業内容が分かるように具体的に記載してください。

6（所在地）

登記上の本店所在地を記載してください。当該出資者が外国会社である場合は、登記上の本店所在地を母国語又はアルファベットで記載してください。

7（出資者の記載順）

出資者の記載順は、出資比率の高い順としてください。

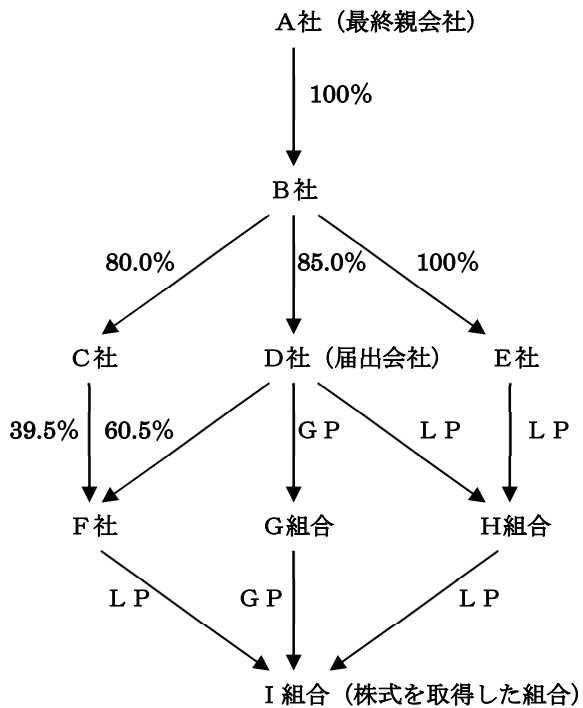
(3) 届出会社の属する企業結合集団の概要

イ 最終親会社と届出会社の子会社である組合との間の議決権保有関係

(注)

最終親会社と届出会社の子会社である組合との間の議決権保有関係を、記載例を参考にして図示してください。

(記載例)



注：GPは業務執行組合員を、
LPは非業務執行組合員を表します。

2 合併

- 1 様式第8号は、2社間の計画を想定していますので、3社以上のときは用紙を追加するなどして解散会社の欄や項目を増やし（例：(丙)、(丁)…等）、記載してください。
- 2 各項目のスペースが足りないときは、枠の拡大、用紙の追加又は別紙に記載して添付するなどして作成してください。
- 3 情報の全部又は一部が入手できない合理的な理由があり、どうしても記載できない事項がある場合には、できる限り調査を行った上で担当者に相談してください。
- 4 様式第8号を用いて届出書を作成する際、次表「様式第4号との参照対応表」で「下記の項目参照」と記載のある項目以外は企業結合計画届出書記載要領（第1部）（株式取得）の「Ⅲ 届出書の記載要領」1（1）（様式第4号に関する記載要領）を参照してください。

【様式第4号との参照対応表】

様式第8号	様式第4号
1（1）	下記の項目参照
1（2）	下記の項目参照
1（3）	1（3）
2（1）	2（1）
2（2）ア	2（2）ア
2（2）イ	2（2）イ
2（3）	2（3）
2（4）	2（4）
2（5）	下記の項目参照
2（6）	3（5）
3（1）	3（1）
3（2）	下記の項目参照
3（3）	下記の項目参照
3（4）	下記の項目参照
4～6	4～6

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要		
	(甲) <input type="checkbox"/> 存続会社 <input type="checkbox"/> 解散会社	(乙) 解散会社
（ふりがな） 名 称 （国 籍）	()	()
設立準拠法		
国内売上高合計額	百万円 (年 月 期末現在)	百万円 (年 月 期末現在)

(注)

- 1 (存続会社／解散会社)
該当するにレ印を付してください。

2 (名称)

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「国籍」欄に記載してください。

企業結合計画届出書記載要領（第2部）（組合による取得／合併／共同新設分割及び吸収分割／共同株式移転／事業等の譲受け）

3（設立準拠法）

届出会社の設立根拠となる法律名を記載してください。

なお、根拠となる法律が会社法の場合は、記載を省略することができます。

4（国内売上高合計額）

届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の国内売上高を合計したもの（要件※9参照）及び届出会社の最終親会社の期末月を記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

国内売上高が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(2) 合併後存続又は設立する会社に関する事項の概要		
名 称（ふりがな）	合併予定期日	合併比率
<input type="checkbox"/> 甲に同じ	年 月 日	(甲) (乙) 1 :

(注)

1（名称）

登記される予定の商号を記載し、ふりがなを付記してください。合併後存続又は設立する会社が日本で登記される予定がない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。

合併後存続又は設立する会社の名称が届出会社甲と同じである場合には、□にレ印を付すことで、その記載を省略することができます。

2（合併予定期日）

合併契約書にある合併実行の予定期日を記載してください。具体的な期日を定めていない場合には「遅くとも●年●月（●年第●四半期）まで」と記載してください。

3（合併比率）

合併契約書の記載に基づいて記載し、比率は株式の額面と割当数を金額に換算したものから算出してください。例えば、乙の株式（額面500円）80株に甲の株式（5万円）1株を割り当てる場合には、(甲) : (乙) の比率は1:1.25となります。

2 届出会社の概要

(5) 届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）					
商品又は役務の種類	左の取引額	供給会社		購入会社	
		甲又は乙の区分	供給依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(注)

1（商品又は役務の種類）

届出会社の商品又は役務の種類をできるだけ細分して記載してください。この分類は、原則、日本標準産業分類に掲げる大分類「E-製造業」に係るものについては、経済構造実態調査規則に基づく商品分類表の6桁の分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4桁分類）に準拠するものとします。同じ商品で卸売と小売の両方がある場合は、分けて記載してください。

2（左の取引額）

届出会社間の取引実績について、商品又は役務の種類別に最近1事業年度の実績を記載してください。この取引は恒常的なものから単発的なものまで含みます。

なお、設立後、決算期が未到来の場合は、事業開始月から直近月末までの事業実績を記載し、その旨を付記してください。

企業結合計画届出書記載要領（第2部）（組合による取得／合併／共同新設分割及び吸収分割／共同株式移転／事業等の譲受け）

3（供給会社）

「甲又は乙の区分」欄には、届出会社相互間の取引について、販売する商品又は役務別にその供給会社を「甲」、「乙」と記載してください。

4（購入会社）

「甲又は乙の区分」欄は、前記3（供給会社）と同様に記載してください。

5（供給（購入）依存度）

供給（購入）依存度とは、供給（購入）会社の当該商品又は役務の総供給（総購入）額に占める届出会社相互間の取引額の割合をいいます。供給（購入）依存度は、「供給（購入）依存度」欄に、商品又は役務ごとに、小数点以下2桁を四捨五入して小数点以下1桁まで記載してください。

3 合併後存続又は設立する会社の概要

(2) 合併後存続又は設立する会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50又は100分の20を超える他の会社の有無

無

有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(略)

(注)

1（該当の有無）

合併後存続又は設立する会社が保有する株式に係る議決権数の総株主の議決権数に占める割合が新たに100分の50又は100分の20を超える他の会社（この場合における他の会社とは、その国内売上高とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円を超えるものをいいます。）の有無について該当するにレ印を付してください。

以下の項目は、国内の会社についてはア欄に、外国会社についてはイ欄に記載してください。

なお、この欄に記載することで、規則第2条の6第1項ただし書の規定に基づき、法第10条第2項の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている株式取得に関する計画の届出書に代えることができます。

2（他の会社の国内売上高とその子会社の国内売上高を合計する方法）

他の会社の国内売上高とその子会社の国内売上高を合計する方法は、原則として、当該他の会社とその子会社（以下「他の会社等」といいます。）のそれぞれの国内売上高を合計する方法とします。

また、他の会社等のうちに連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表提出会社がある場合には、それらの会社が作成する連結財務諸表又は外国連結財務諸表を用いて当該他の会社等の国内売上高を合計することができます。

3（主たる事業）

定款上の目的にかかわらず、現在営んでいる事業のうち日本国内において最も売上額の多い事業について具体的に記載してください。また、販売業務にあつては、卸売、小売の別を明記してください。休業中の場合は「〇〇年〇〇月以降休業中」と、未営業の場合はその旨を記載してください。

4（主たる事業地域）

前記3（主たる事業）の事業地域を具体的に記載してください。

（記載例）：日本全国、関東地区（群馬県を除く。）、長野県東部地区（〇〇市、〇〇郡）、東京都23区内

5（総資産）

1(2)のうち「合併予定期日」欄に記載の日（以下「予定期日」といいます。）からみて確定した最終の貸借対照表による総資産の金額を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

総資産は、会社単体の金額を記載してください。ただし、他の会社が外国会社であつて、現地法では算出義務がない

等やむを得ない事情がある場合は、連結決算による総資産の金額をもって代えることができます。この場合は、連結決算による総資産の金額であることを「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

6（国内売上高）

商品又は役務について、国内売上高を記載してください。

国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができます。この場合は、予定期日からみて確定した最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載し、記載した金額に下線を付してください。

なお、設立後、決算期が未到来の場合は、事業開始月から直近月末までの国内売上高又は売上高を記載し、その旨を付記してください。

また、国内売上高又は売上高が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

7（議決権保有割合）

ここでいう議決権保有割合とは、当該他の会社の総株主の議決権数に占める合併後存続又は設立する会社が保有する株式に係る議決権数を合計した数の割合をいいます。議決権保有割合は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁まで記載してください。

8（会社の記載順）

会社の記載順は、議決権保有割合の高い順としてください。

(3) 合併後存続又は設立する会社の最終親会社の新たな子会社（2(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。 ア 国内の会社					
(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%
イ 外国会社 <div style="text-align: center;">(略)</div>					

(注)

1（該当の有無）

合併後存続又は設立する会社の最終親会社の新たな子会社（2(2)イに該当するものを除きます。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限ります。）について該当する□にレ印を付してください。また、以下の項目は、国内の会社についてはア欄に、外国会社についてはイ欄に記載してください。

2（名称）

前記1（該当の有無）に該当する会社の名称を記載してください。

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「名称」欄に記載してください。

3（主たる事業）

定款上の目的にかかわらず、現在営んでいる事業のうち日本国内において最も売上額の多い事業について具体的に記載してください。また、販売業務にあっては、卸売、小売の別を明記してください。休業中の場合は「〇〇年〇〇月以降休業中」と、未営業の場合はその旨を記載してください。

企業結合計画届出書記載要領（第2部）（組合による取得／合併／共同新設分割及び吸収分割／共同株式移転／事業等の譲受け）

4（主たる事業地域）

前記3（主たる事業）の事業地域を具体的に記載してください。

（記載例）：日本全国、関東地区（群馬県を除く。）、長野県東部地区（〇〇市、〇〇郡）、東京都23区内

5（総資産）

予定期日からみて確定した最終の貸借対照表による総資産の金額を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

総資産は、会社単体の金額を記載してください。ただし、最終親会社の子会社が外国会社であって、現地法では算出義務がない等やむを得ない事情がある場合は、連結決算による総資産の金額をもって代えることができます。この場合は、連結決算による総資産の金額であることを「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

6（国内売上高）

商品又は役務について、国内売上高を記載してください。

国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができます。この場合は、予定期日からみて確定した最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載し、記載した金額に下線を付してください。

なお、設立後、決算期が未到来の場合は、事業開始月から直近月末までの国内売上高又は売上高を記載し、その旨を付記してください。

また、国内売上高又は売上高が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

7（議決権保有割合）

ここでいう議決権保有割合とは、当該子会社の総株主の議決権数に占める合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の割合をいいます。議決権保有割合は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁まで記載してください。

8（会社の記載順）

会社の記載順は、議決権保有割合の高い順としてください。

(4) 合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社（2(2)イ及び2(3)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

無

有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合
			%

イ 外国会社

(略)

(注)

1（該当の有無）

合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が新たに100分の20を超える会社（2(2)イ、2(3)及び(4)に該当するものを除きます。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限ります。）について該当する□にレ印を付してください。また、以下の項目は、国内の会社についてはア欄に、外国会社についてはイ欄に記載してください。

2（名称）

前記1（該当の有無）に該当する会社の名称を記載してください。

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「名称」欄に記載してください。

3（主たる事業）

定款上の目的にかかわらず、現在営んでいる事業のうち日本国内において最も売上額の多い事業について具体的に記載してください。また、販売業務にあつては、卸売、小売の別を明記してください。休業中の場合は「〇〇年〇〇月以降休業中」と、未営業の場合はその旨を記載してください。

4（主たる事業地域）

前記3（主たる事業）の事業地域を具体的に記載してください。

（記載例）：日本全国、関東地区（群馬県を除く。）、長野県東部地区（〇〇市、〇〇郡）、東京都23区内

5（議決権保有割合）

ここでいう議決権保有割合とは、当該会社の総株主の議決権数に占める合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の割合をいいます。議決権保有割合は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁まで記載してください。

6（会社の記載順）

会社の記載順は、議決権保有割合の高い順としてください。

3 共同新設分割及び吸収分割

- 1 様式第9号（共同新設分割）又は第10号（吸収分割）は、2社間の計画を想定していますので、3社以上のときは用紙を追加するなどして届出会社の欄や項目を増やし（例：(丙)、(丁)…等）、記載してください。
- 2 各項目のスペースが足りないときは、枠の拡大、用紙の追加又は別紙に記載して添付するなどして作成してください。
- 3 情報の全部又は一部が入手できない合理的な理由があり、どうしても記載できない事項がある場合には、できる限り調査を行った上で担当者に相談してください。
- 4 様式第9号又は第10号を用いて届出書を作成する際、次表「様式第4号との参照対応表」で「下記の項目参照」と記載のある項目以外は企業結合計画届出書記載要領（第1部）（株式取得）の「Ⅲ 届出書の記載要領」1（1）（様式第4号に関する記載要領）を参照してください。また、様式10号を用いて届出書を作成する際、「共同新設分割」は「吸収分割」、「共同新設分割により設立する会社」は「承継後の会社」と読み替えてください。

【様式第4号との参照対応表】

様式第9号又は第10号	様式第4号
1（1）	下記の項目参照
1（2）	1（3）
2（1）	2（1）
2（2）	下記の項目参照
2（3）ア	2（2）ア
2（3）イ	2（2）イ
2（4）	2（3）
2（5）	2（4）
2（6）	下記の項目参照
2（7）	3（5）
3（1）	3（1）
3（2）	下記の項目参照
3（3）	下記の項目参照
3（4）	下記の項目参照
4～6	4～6

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要		
	甲	乙
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	()
設立準拠法		
区 分	<input type="checkbox"/> 事業の全部分割 <input type="checkbox"/> 事業の重要部分の分割	<input type="checkbox"/> 事業の全部分割 <input type="checkbox"/> 事業の重要部分の割
国内売上高合計額又は分割部分に係る国内売上高	百万円 (現地通貨) (年 月 月末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 月末現在)
分割する事業又は事業の重要部分の概要		
共同新設分割予定期日	年 月 日	

(注)

1 (名称)

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「国籍」欄に記載してください。

2 (設立準拠法)

届出会社の設立根拠となる法律名を記載してください。

なお、根拠となる法律が会社法の場合は、記載を省略することができます。

3 (区分)

次の区分に応じて記載してください。

(ア) 事業の全部を分割しようとする場合は、「 事業の全部分割」にレ印を付してください。

(イ) 事業の重要部分を分割しようとする場合は、「 事業の重要部分の分割」にレ印を付してください。

なお、「事業の全部」とは、当該会社の全ての事業を指し、当該会社が営む複数の事業うち、特定の事業部門の全部（例えば、当該会社が営むA事業及びB事業のうち、A事業の全部）という意味ではありません。

4 (国内売上高合計額又は分割部分に係る国内売上高)

届出会社が、①事業の全部を分割する場合は、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等のそれぞれの国内売上高を合計したもの（要件※9参照）及び届出会社の最終親会社の期末月を記載してください。②事業の重要部分を分割する場合は、当該分割部分の国内売上高及び届出会社の期末月を記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

国内売上高が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

5 (分割する事業又は事業の重要部分の概要)

分割の対象となっている事業等について、定款上の目的にかかわらず、現在営んでいる事業のうち当該分割に係るものを売上額の多い順に具体的に記載してください。

(記載例) 東日本における〇〇事業、国内の△△事業の顧客管理部門

6 (共同新設分割予定期日)

分割契約書にある会社分割実行の予定期日を記載してください。具体的な期日を定めない場合は「遅くとも●年●月(●年第●四半期)まで」と記載してください。

2 届出会社の概要

(2) 分割する事業の内容	
ア 甲	
(ア) 内容の説明	
(イ) 所在地、数量、帳簿価格等の的確な表示	
イ 乙	(略)

(注)

1 (内容の説明)

分割する事業について、記載例を参考にして記載してください。

(記載例) ○○株式会社は半導体製造事業を、共同新設分割によって乙に承継させる。○○株式会社は、当該会社分割後も、半導体の販売については自社で行う予定である。

2 (所在地、数量、帳簿価格等の的確な表示)

所在地、数量、帳簿価格等については、会社分割に係る物件等を構成要素に分け、当該会社分割の行為内容と個々の物件の関連が分かるように記載してください。帳簿価格は、届出会社の確定決算期の金額を記載してください。

(記載例) 半導体事業 霞ヶ関工場及び虎ノ門研究所 東京都千代田区霞が関1-1-1

科目	数量	帳簿価格 (百万円)
原材料	○○材 12万t	300
完成品 (製品)	950台	1000
設備一式 (組立てライン)	20基	2500
什器設備		60
施設利用権	4件	40
合計		3900

(6) 届出会社相互間の取引関係 (日本国内の市場におけるものに限る。)

商品又は役務の種類	左の取引額	供給会社		購入会社	
		甲又は乙の区分	供給依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(注)

前記2 (様式第8号に関する記載要領) のうち、「2 届出会社の概要」の(5)の注記と同じです。

3 共同新設分割により設立する会社の概要

(2) 共同新設分割により設立する会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50又は100分の20を超える他の会社の有無

- 無
 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。
 ア 国内の会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(略)

(3) 共同新設分割により設立する会社の最終親会社の新たな子会社（2(3)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

- 無
 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。
 ア 国内の会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(略)

(4) 共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社（2(3)イ、2(4)及び(3)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

- 無
 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。
 ア 国内の会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合
			%

イ 外国会社

(略)

(注)

前記2（様式第8号に関する記載要領）のうち、「3 合併後存続又は設立する会社の概要」の(2)の注記と同じです。なお、「合併後存続又は設立する会社」は「共同新設分割により設立する会社」と読み替えてください。

4 共同株式移転

- 1 様式第11号は、2社間の計画を想定していますので、3社以上のときは用紙を追加するなどして届出会社の欄や項目を増やし（例：(丙)、(丁)…等）、記載してください。
- 2 各項目のスペースが足りないときは、枠の拡大、用紙の追加又は別紙に記載して添付するなどして作成してください。
- 3 情報の全部又は一部が入手できない合理的な理由があり、どうしても記載できない事項がある場合には、できる限り調査を行った上で担当者に相談してください。
- 4 様式第11号を用いて届出書を作成する際、次表「様式第4号との参照対応表」で「下記の項目参照」と記載のある項目以外は企業結合計画届出書記載要領（第1部）（株式取得）の「Ⅲ 届出書の記載要領」1（1）（様式第4号に関する記載要領）を参照してください。

【様式第4号との参照対応表】

様式第11号	様式第4号
1（1）	下記の項目参照
1（2）	下記の項目参照
1（3）	1（3）
2（1）	2（1）
2（2）ア	2（2）ア
2（2）イ	2（2）イ
2（3）	2（3）
2（4）	2（4）
2（5）	下記の項目参照
2（6）	2（5）
3（1）	3（1）
3（2）	下記の項目参照
3（3）	下記の項目参照
4～6	4～6

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

	甲	乙
(ふりがな) 名称 (国籍)	()	()
設立準拠法		
国内売上高合計額	百万円 (年 月期末現在)	百万円 (年 月期末現在)

(注)

1 (名称)

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「国籍」欄に記載してください。

2 (設立準拠法)

届出会社の設立根拠となる法律名を記載してください。

なお、根拠となる法律が会社法の場合は、記載を省略することができます。

企業結合計画届出書記載要領（第2部）（組合による取得／合併／共同新設分割及び吸収分割／共同株式移転／事業等の譲受け）

3（国内売上高合計額）

届出会社の属する企業結合集団に属する会社等のそれぞれの国内売上高を合計したもの（要件※9参照）及び届出会社の最終親会社の期末月を記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

国内売上高が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(2) 共同株式移転により設立する会社に関する事項の概要		
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	共同株式移転予定期日
		年 月 日

(注)

1（名称）

登記される商号を記載し、ふりがなを付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「国籍」欄に記載してください。

2（共同株式移転予定期日）

共同株式移転計画書にある株式移転予定期日を記載してください。具体的な期日を定めない場合は「遅くとも●年●月（●年第●四半期）まで」と記載してください。

2 届出会社の概要

(5) 届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）					
商品又は役務 の種類	左の取引額	供給会社		購入会社	
		甲又は乙の区分	供給依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(注)

前記2（様式第8号に関する記載要領）のうち、「2 届出会社の概要」の(5)の注記と同じです。

3 共同株式移転により設立する会社の概要

(2) 共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社（届出会社及び2(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

- 無
 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。
 ア 国内の会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(略)

(3) 共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社（届出会社、2(2)イ、2(3)及び(2)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

- 無
 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。
 ア 国内の会社

(ふりがな) 名称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(略)

(注)

前記2（様式第8号に関する記載要領）のうち、「3 合併後存続又は設立する会社の概要」の(2)の注記と同じです。なお、「合併後存続又は設立する会社」は「共同株式移転により設立する会社」と読み替えてください。

5 事業等の譲受け

- 1 様式第12号は、2社間の計画を想定していますので、3社以上のときは用紙を追加するなどして届出会社の欄や項目を増やし（例：(丙)、(丁)…等）、記載してください。
- 2 各項目のスペースが足りないときは、枠の拡大、用紙の追加又は別紙に記載して添付するなどして作成してください。
- 3 情報の全部又は一部が入手できない合理的な理由があり、どうしても記載できない事項がある場合には、できる限り調査を行った上で担当者に相談してください。
- 4 様式第12号を用いて届出書を作成する際、次表「様式第4号との参照対応表」で「下記の項目参照」と記載のある項目以外は企業結合計画届出書記載要領（第1部）（株式取得）の「Ⅲ 届出書の記載要領」1（1）（様式第4号に関する記載要領）を参照してください。また、「届出会社」は「譲受会社」、「株式発行会社」は「譲渡会社」と読み替えてください。

【様式第4号との参照対応表】

様式第12号	様式第4号
1（1）	下記の項目参照
1（2）	下記の項目参照
1（3）	1（3）
2（1）	2（1）
2（2）	下記の項目参照
2（3）ア	2（2）ア
2（3）イ	2（2）イ
2（4）	2（3）
2（5）	2（4）
2（6）	2（4）
2（7）	下記の項目参照
2（8）	2（5）
3～5	4～6

1 届出の概要

(1) 譲受会社に関する事項の概要				
(ふりがな) 名称 (国籍)	()	事務上の連絡先	担当部署	
			所在地	〒
設立準拠法			担当者	
国内売上高合計額 百万円 (現地通貨) (年 月期末現在)			電話番号	— —
譲り受ける事業又は事業上の固定資産の概要		区分	<input type="checkbox"/> 事業の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業の重要部分の譲受け <input type="checkbox"/> 事業上の固定資産の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業上の固定資産の重要部分の譲受け	
譲受け後の総資産 百万円 (現地通貨)		譲受け予定期日		年 月 日
譲受け後の名称				

(注)

1 (名称)

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「国籍」欄に記載してください。

2 (設立準拠法)

譲受会社の設立根拠となる法律名を記載してください。

なお、根拠となる法律が会社法の場合は、記載を省略することができます。

3 (国内売上高合計額)

譲受会社の属する企業結合集団に属する会社等のそれぞれの国内売上高を合計したもの（要件※9参照）及び譲受会社の最終親会社の期末月を記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

国内売上高が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「5 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

4 (譲り受ける事業又は事業上の固定資産の概要)

譲受け計画の対象となる事業等について、その概要を記載してください。

(記載例) ○○県における○○事業、○○市所在の○○生産用工場

5 (区分)

次の区分に応じて記載してください。

(ア) 事業の全部の譲受けをしようとする場合は、「 事業の全部の譲受け」にレ印を付してください。

(イ) 事業の重要部分の譲受けをしようとする場合は、「 事業の重要部分の譲受け」にレ印を付してください。

(ウ) 事業上の固定資産の全部の譲受けをしようとする場合は、「 事業上の固定資産の全部の譲受け」にレ印を付してください。

(エ) 事業上の固定資産の重要部分の譲受けをしようとする場合は、「 事業上の固定資産の重要部分の譲受け」にレ印を付してください。

なお、「事業の全部」とは、当該会社の全ての事業を指し、当該会社が営む複数の事業うち、特定の事業部門の全部（例えば、当該会社が営むA事業及びB事業のうち、A事業の全部）という意味ではありません。また、「固定資産の全部」とは、当該会社の全ての固定資産を指し、当該会社が営む複数の事業うち、特定の事業部門の固定資産の全部（例えば、当該会社が営むA事業及びB事業のうち、A事業の全部）という意味ではありません。

6（譲受け後の総資産）

事業の全部の譲受け又は事業上の固定資産の全部の譲受けの場合は、譲受会社及び譲渡会社の確定した最終の貸借対照表による総資産の金額をそれぞれ合計した額を、事業の重要部分の譲受け又は事業上の固定資産の重要部分の譲受けの場合は、譲受前の譲受会社の総資産に当該部分の総資産の金額を合計した額を記載してください。

金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法を「5 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。また、総資産の金額を合計するに当たっては、譲受会社及び譲渡会社単体の総資産の金額を用いてください。ただし、譲受会社又は譲渡会社が外国会社であって、現地法では算出義務がない等やむを得ない事情がある場合は、連結決算による総資産をもって代えることができます。この場合は、連結決算による総資産の金額であることを「5 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

7（譲受け予定期日）

譲受け計画に関する契約上の予定期日を記載してください。具体的な期日を定めない場合は「遅くとも●年●月（●年第●四半期）まで」と記載してください。

8（譲受け後の名称）

譲受け計画の実施に際して商号変更を予定している場合には、その商号を記載してください。

9（事務上の連絡先、担当部署／所在地／担当者／電話番号）

譲受会社における当該譲受け計画の届出を担当する部署名、所在地、担当者名及び電話番号を記載してください。

なお、譲受会社の親会社又は日本法人、弁護士、行政書士等が届出事務を代理する場合は、その名称、所在地、部署名又は役職、担当者名、電話番号等を併記してください。

(2) 譲渡会社に関する事項の概要			
(ふりがな)		譲渡部分に係る	百万円
名 称		国内売上高	(現地通貨)
(国 籍)	()		(年 月期末現在)

(注)

1（名称）

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「国籍」欄に記載してください。

2（譲渡部分に係る国内売上高）

譲受け対象部分に係る国内売上高及びその期末月を記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

また、国内売上高が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「5 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

2 譲受会社及び譲渡会社の概要

(2) 譲り受ける事業又は事業上の固定資産の内容

ア 内容の説明

イ 所在地、数量、帳簿価格等の的確な表示

(注)

1 (内容の説明)

譲り受ける事業について、記載例を参考にして、できる限り詳細に記載してください。その際、譲受後の相手（譲渡）会社のことについても記載してください。

(記載例1) ○○は、□□から、同社の神奈川における靴の卸売販売に関する事業を譲り受ける。

□□は、譲渡後、休業する予定である。

(記載例2) ☆☆は、◇◇から、同社の全国における一般貸切バス運送事業に係る業務に関する事業を譲り受ける。

◇◇は、譲渡後、タクシー事業を継続する。

2 (所在地、数量、帳簿価格等の的確な表示)

所在地、数量、帳簿価格等については、譲受けに係る物件等を構成要素に分け、できる限り詳細に記載してください。債権、債務の譲受け、営業権（のれん）等を譲り受けるときは、それらについても必ず記載してください。債務の引受けがあるときは、その額を帳簿価格欄に△（マイナス）で表示してください。帳簿価格は、譲渡会社乙の確定決算期の金額を記載してください。

(7) 譲受会社甲と譲渡会社乙との相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

商品又は役務の種類	左の取引額	供給会社		購入会社	
		甲又は乙の区分	供給依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(注)

前記2（様式第8号に関する記載要領）のうち、「2 届出会社の概要」の(5)の注記と同じです。